

基本情報(令和4年4月1日現在)

法人の基本情報				
法人名	公益財団法人兵庫県青少年本部			
所在地	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館8階			
連絡先	電話:	078-891-7410	ホームページ	http://www.seishonen.or.jp
	FAX:	078-891-7418	アドレス	
団体所管課	企画県民部男女青少年課 (電話:078-362-3143)			
設立年月日	昭和60年3月27日	代表者	理事長 上田 賢一 (元 兵庫県北播磨県民局長)	
基本財産	55,400 千円			
県出資(出捐)額 (県全体:統合前込)	42,000 千円	他の出資(出捐)者	兵庫県遊技業協同組合他	
	(千円)	出資(出捐)額	13,400 千円	千円
	比率	75.8 %	比率	24.2 %
(県全体比率)	(%)			
役員数	10 人	職員数	138 人	
うち常勤役員	3 人	うち常勤職員	50 人	
設立目的	青少年を取り巻く今日的な課題解決に向けた先導的・専門的な事業を通して、行政や民間との協働による多様な青少年健全育成活動を推進し、明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図る。			
主な事業内容	1 多様な活動主体と連携した協働事業の推進 2 青少年の生きる力を育む先駆的な体験活動の推進 3 課題を抱える青少年への専門的な支援 4 新たな社会問題に即応する事業の推進 5 青少年活動の展開を支える基盤の充実 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業			
役職員の状況				
役員				
平均年齢	61.2 歳	平均年収(千円)	7,413 千円(支給実人数 4 人)	
常勤役員	3 人	非常勤役員	7 人	
うち県派遣	1 人 (33.3 %)	うち県派遣	1 人 (14.3 %)	
うち県OB	2 人 (66.7 %)	うち県OB	1 人 (14.3 %)	
職員				
平均年齢	50.0 歳	平均年収(千円)	2,567 千円(支給実人数 50 人)	
常勤職員	50 人	非常勤職員	88 人	
うち県派遣	39 人 (78.0 %)	うち県派遣	0 人 (%)	
うち県OB	3 人 (6.0 %)	うち県OB	1 人 (1.1 %)	

注) 「平均年収」は、常勤役職員が令和3年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

財務状況(単位:千円)					
区分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算
総資産	252,000	284,292	240,037	228,774	213,853
負債総額	138,148	173,999	132,903	123,285	118,923
正味財産(純資産)	113,852	110,293	107,133	105,488	94,930
うち基本財産	55,400	55,400	55,400	55,400	55,400
その他正味財産	58,452	54,893	51,733	50,088	39,530
一般正味財産 (利益剰余金、次期繰越活動増減差額)	21,541	20,502	21,918	22,114	6,444
当期収入計 A	716,945	870,279	744,870	708,710	754,718
うち県からの収入額計	587,512	725,715	625,088	601,715	612,613
県支出割合(%)	81.95	83.39	83.92	84.90	81.17
当期支出計 B	715,749	860,526	745,042	692,098	769,424
当期収支差額 C(A-B)	1,196	9,753	△ 172	16,612	△ 14,706
県からの財政支出計 (対前年度比:%)	587,512 (99.0)	725,715 (123.5)	625,088 (86.1)	601,715 (96.3)	612,613 (101.8)
うち委託料	268,907	416,598	315,463	317,675	312,635
うち補助金	318,605	309,117	309,625	284,040	299,978
上記以外	0	0	0	0	0
小 計	587,512	725,715	625,088	601,715	612,613
その他短期貸付金等	0	0	0	0	0
そ の 他					
県からの長期貸付金残高	0	0	0	0	0
損失補償等契約に係る債務残高	0	0	0	0	0
正味財産の増減(単年度収支) ^{※1}					
当期経常増減額	△ 1,767	△ 1,039	1,419	196	△ 8,469
当期一般正味財産増減額	△ 2,562	△ 1,039	1,416	196	△ 15,669
当期正味財産増減額	△ 2,989	△ 3,559	△ 3,159	△ 1,645	△ 10,558
会計基準の区分 ^{※2}	②	②	②	②	②

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載

※2 会計基準の区分は、[①H16改正基準 ②H20改正基準]から選択し、その番号を記載
○各団体の財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)と一致